

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年当時、A県B市において、C塗装の事業主として塗装業を営んでいたとしている。

請求人によると、「同業者から1日だけの応援を頼まれて、平成〇年〇月〇日にD市所在のマンション建築工事現場で外壁塗装作業に従事した後、所有するトラックで当時のA県B市の自宅へ帰る途中に道に迷い、トラックの調子が悪くなったので道路脇に駐車し荷崩れを直していたところ、積んでいたシンナーの一斗缶が倒れ、請求人の身体にかかった。そこにパトカーと救急車が来たので、自身が無免許であったため車両から離れてタバコに火をつけたところ、身体に引火し火傷（以下「本件傷病」という。）を負った。」としている。

請求人は、本件傷病は通勤途上の災害によるものであるとして、マンション建設工事現場を管轄する監督署長に対し、療養給付及び障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人が労働者として就業したとする実態が確認できず、また、請求人の本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこ

れを棄却する旨の決定をし、同月○日に請求人の住所地に決定書謄本を送付したが、請求人によると、同年○月から刑事施設に入所していたため、当該決定書謄本を受領することはできず、平成○年○月に刑事施設を出所後、保有個人情報の開示請求により決定書の写しを入手したことから、当審査会に再審査請求を行ったとしている。

当審査会としては、既に再審査請求期間を徒過しているものの、請求人が適法に再審査請求期間内に当該決定書謄本を入手できなかった以上、決定書が送達されたとは言えず、請求人が審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求について決定がなされていないと同様の状態にあると認め、再審査請求の権利は失われていないものと判断し、労災保険法第38条第2項の規定に基づき再審査請求を受理したものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか否か及び請求人が主張する本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病の発症当日、労働者として業務に従事しており、また当該事故は、通勤の途上で生じたものである旨を主張するが、一件記録を精査するも、請求人がE塗装という会社に雇用されていたことを示す何らの資料も存在せず、また、請求人の申述内容も具体性に欠け、真に雇用されていたと信じるに足るものではないことから、当審査会としては、当日、請求人が労働者として業務に従事していたとは認められないものと判断する。さらに、請求人は、自営業者として労災保険制度に特別加入をしていた事実もないことから、労災保険法上の受給

権はないと判断せざるを得ない。

なお、請求人は、本件傷病の発生が故意によるものではないという点についても強く主張することから、当審査会においては、仮に請求人が労働者であったとする場合についても一応検討したが、平成〇年〇月〇日付けのF医師の意見書に添付された別紙コピー①の聴取記録は具体性があり信憑性が高く、請求人の主張は認め難いものであり、さらに、そもそも経路及び方法などの点において、通勤起因性が認められる要件を欠くものであることも明らかであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人は労災保険法上の労働者とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付及び障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。